

暮らしの判例



国民生活センター 消費者判例情報評価委員会

消費者問題を考えるうえで参考になる判例を解説します

介護老人保健施設(老健)の、利用者・入居者に対する、 介護保険負担限度額認定制度の説明義務、そしてその説明を怠ったことによる不法行為責任又は債務不履行責任 が認められた事例

介護保険の被保険者Xは、介護老人保健施設を経営する医療法人財団Yと、施設利用契約またその後入所契約を締結した。これらの契約締結に際して、Xの代理人である娘から、Yの介護支援専門員等は、介護サービスの費用負担を軽減する公的な制度の有無等について相談を再三受けていたにもかかわらず、介護保険負担限度額認定制度の説明をしなかった。裁判所は、Yに同制度の説明義務を認め、説明義務違反があるとして、Yは、Xに対して不法

行為責任又は債務不履行責任を負うとした。

(東京高等裁判所令和3年10月27日判決、

『判例時報』2516号51ページ)

原 告:X(消費者)

被告:Y(介護老人保健施設の経営法人)

関係者:A(Xの娘)

▲ 事案の概要

1. 事実関係

X (訴訟提起の2020年12月時点で96歳)は、介護保険法所定の要介護認定を受けている者であり、2016年6月上旬、医療法人財団Y運営の介護老人保健施設(以下、本件施設)の施設利用契約をYと締結し、同月中旬から短期入所療養介護や通所リハビリテーションのサービスを受け、2017年5月中旬からは、本件施設に入所した。Xの娘Aは、Xの代理人として、これらの契約締結を行った。

YがXに契約締結に際して交付した重要事項 説明書には、注記として、「(1)「食費」及び(2) 「居住費」において、国が定める負担限度額段階 (第1段階から3段階まで)の利用者の自己負担 額については、支援相談員又は事務員にお尋ね 下さい」と記載されていた。

Aは、Xの収入が公的年金のみでその額も低額

であったことから、繰り返し、本件施設の利用料金を減額する方法がないかを相談していた。前述の契約の締結に際して、Aに重要事項の説明を行ったYの介護支援専門員B及びその後の説明に加わったCは、Aに対して、この重要事項説明書の内容を一通り説明したものの、食費及び居住費についての介護保険負担限度額認定制度(以下、本件制度)を指摘したり、その内容を具体的に説明したりはしなかった。

そのため、X又はAは、本件制度の存在を知らず、そのため本件制度の申請をせず、2016年6月から2019年2月まで、Yに本件施設の定める利用料金の全額を支払った。

その後、Xは、2019年3月、本件施設を退所して、特別養護老人ホームに入所し、その際、Aはその介護支援専門員から本件制度の説明を受けた。そこで、AがすぐさまXのため本件制度の申請をしたところ、介護保険負担限度額の認定を受けた。そして、AはXが本件制度を利用でき

2023.5 **国民生活** たこと、また、本件制度を利用していれば支払額は約162万円減額されていたことを知った。

2. Xの請求

Xは、Yの介護支援専門員等により本件制度の 説明を受けられなかったために、本件制度を利 用せず、その結果、本件制度を利用していれば 軽減されたはずの施設利用料金相当の損害(約 162万円)及び弁護士費用相当の損害(施設利用 料金の10%)を被ったと主張して、Yに対し、介 護保険施設利用契約における信義則上の説明義 務(注意義務)違反を理由とする債務不履行又は 不法行為に基づく損害賠償請求として、約179 万円の損害賠償金及びこれに対する催告の日の 翌日である2020年8月上旬(本件訴状送達の日 の翌日)から支払済みまで年5分の割合による遅 延損害金の支払いを求めた。

3. 原審判決(請求棄却)

原審判決(参考判例1)は、以下のように判示してXの請求を棄却した。

「本件制度は介護保険法にその根拠を有し、市町村等が行うものであって、上記契約の内容となるようなものではないから、契約当事者における情報の偏在等が問題になる場面とはいい難く、消費者契約法の趣旨を根拠に、本件制度の説明義務を基礎づけることはできない」。

「また、介護保険法96条1項は、介護老人保健施設の開設者は、「常に介護保険施設サービスを受ける者の立場に立ってこれを提供するように努めなければならない」と定めるが、これは、介護老人保健施設の設備、運営等について定めたものであり、これをもって本件制度の説明義務を基礎づけることはできない。その他、介護保険法の定める介護支援専門員についての各規定に照らしても、介護支援専門員において利用者に対して本件制度の説明を行う義務を導くことはできない」。

🖍 理由(Xの請求認容)

原審判決に対してXが控訴をする。本判決は 原審判決を破棄自判し、Xの請求を3割の過失相 殺をしたうえで認容した。

(1)介護保険負担限度額認定制度の説明義務

本件制度は、これを利用して当該被保険者の 自己負担額が大幅に軽減されることによって、 当該被保険者が低所得者であっても的確な介護 サービスを受けることを介護保険法において保 障するものであるため、本件制度に係る情報は、 低所得者の被保険者にとっては、極めて重要な 事項である。

介護支援専門員は、要介護者からの相談に応 じ、要介護者がその心身の状況等に応じ適切な 施設サービスを利用できるよう地方公共団体、 介護保険施設等との連絡調整等を行い、要介護 者が自立した日常生活を営むのに必要な援助に 関する専門的知識及び技術を有する者である。

介護老人保健施設に所属する資格要件のある 介護支援専門員はもとより、支援相談員(以下、 介護支援専門員等)は、その専門的知識から本件 制度による介護サービス費用の負担軽減の趣旨 及び内容を熟知している。一方、被保険者は、介 護保険制度、特に本件制度に係る情報について 素人であり、必ずしもこれに十分通じているとは 限らない。また、介護支援専門員等の法令上の地 位及び役割に加え、双方の情報量の格差がある ことを考慮すれば、介護支援専門員等は、本件制 度に係る情報を的確に被保険者に教示すべき立 場にあり、被保険者は、介護支援専門員等から情 報の提供を受けることを期待すべき立場にある。

「そうすると、介護老人保健施設の開設者又は 介護支援専門員等は、当該介護老人保健施設と の間で施設利用契約を締結して介護サービスを 受給することになる被保険者に対し、本件制度に ついて重要事項説明書に分かりやすく記載する などして、これに基づく説明をすることが求められており、特に、これらの者から、介護サービスの費用負担を軽減する公的な制度の有無や内容について相談を受けた場合には、これを的確に説明することが要請されているものと解される」。

「介護保険施設が、介護保険の被保険者と施 設利用契約を締結するに当たり、介護保険施設 の開設者ないしその介護支援専門員等におい て、低所得者である被保険者から介護サービス の費用負担を軽減する公的な制度の有無や内容 について相談を受けながら本件制度に係る保険 給付について説明せず、その結果、当該被保険 者が、本件制度を利用することができず、本件 制度を利用する場合の自己負担額を超えて当該 契約の利用料金の全額を支払うことになった場 合には、当該介護保険施設を運営ないし開設す る者は、被保険者の利用料金の支払額という契 約の要素に当たる重要な事項について説明を怠 り、施設利用契約締結に付随する信義則上の義 務に違反して当該被保険者に財産的損害を与え たものとして、当該被保険者に対して債務不履 行責任又は不法行為責任(民法709条ないし 715条)を負うものと解するのが相当である」。

本件において、BやCは、Aに対して本件制度の存在や内容を説明せずに、Xの本件制度を利用する機会を喪失させ、その結果、Xが本件制度を利用した場合に得るべき財産的利益を喪失させたものということができる。本件施設を運営するYは、それによってXに生じた損害について、不法行為(使用者責任)に基づく損害賠償責任を負う。また、Yは、施設利用契約に信義則上付随する説明義務の違反を理由とする債務不履行に基づく損害賠償責任を負う。

(2)過失相殺

Aが本件施設から受領した重要事項説明書には、通常人が見る場合には気づきにくい記載ではあるものの、本件制度に関する記載があり、当

初から利用料金の自己負担額の軽減について関心の高かったといえるAにも、これを見過ごしたことに落ち度があったことは否定できないこと、Aには、他の方法として、介護保険給付を実施する主体である地方公共団体の介護保険課に相談し、あるいは同課から本件制度について説明した介護保険のパンフレットを入手するなどして、本件制度を知ることができたと認められることからすれば、これらの事情をX側の過失としてしん酌し、3割の限度で過失相殺をするのが相当である。

(3)賠償額

XがYの不法行為によって被った財産的損害は、介護保険限度額認定がされていた場合のXの自己負担額と、実際にXが本件施設に支払った金額との差額であると認められるところ、その額は、約162万円である。そこで、これについて、3割の過失相殺をすると、差額に相当する損害額のうちYがXに対して賠償すべき額は、約114万円となる。また、本訴提起に伴う弁護士費用相当の損害額として、その約1割に相当する12万円を認めるのが相当である。

したがって、Yの不法行為によってXに生じた 損害のうちYが賠償すべき額は、合計約126万 円となる。



1. 本判決の注目点

本判決は次の2点において注目される。

①1つは、これまで契約締結に際する事業者の消費者に対する説明義務が問題とされた事例は、医療関係と投資取引関係がほとんどであり、高齢者施設の入居契約についての初めての判決であることである。

②もう1つは、勧誘している契約内容についての説明ではなく、契約には関連するが介護保

険給付についての情報の説明義務が問題になっていることである。

以下には、この2点に着目して解説をしてい きたい。

2. 契約内容そのものの説明義務ではない

消費者契約法は、「消費者契約の内容についての必要な情報を提供すること」を努力義務としているに過ぎない(3条1項2号)。では、契約に関連する介護保険給付についての情報の取得は、本来消費者側が自己負担で行うべきであり、所轄の公的施設への問い合わせを自ら行うべきなのであろうか。そう考えないのが本判決であり、以下の根拠を検討してみたい。

3. 高齢者に対する社会福祉の要請

(1)介護支援専門員制度

高齢者については社会福祉法の観点から、老人福祉法や介護保険法により、高齢者は弱者として支援の対象とされ、また、介護保険給付が適切に受けられるように、介護支援専門員(ケアマネジャー)による無償のサポート制度が用意されている。本件は、在宅での介護サービスについてケアプランを作成する居宅介護支援事業所に勤務する「居宅ケアマネジャー」ではなく、介護老人福祉施設などに勤務し、入所者のケアプランを作成する「施設ケアマネジャー」であるが、その使命・任務は変わることはない。

そのため、契約内容そのものではなくても、被保険者が、法の用意している介護保険給付を適切に受けられるように、必要な情報取得が保障されるべきである(消費者法を超えた、社会福祉法の理念)。被保険者が低所得者でも適切な介護保険給付が受けられるように、本件制度について説明をすることが求められる。

(2)介護支援専門員の本件制度の説明義務

原審判決は、「介護支援専門員において利用者

に対して本件制度の説明を行う義務を導くこと はできない」と、介護支援専門員に介護保険負担 限度額認定制度の説明義務を否定した。

しかし、(1)にみたように、高齢者に積極的に 介護保険給付を提供するのが、高齢者福祉の理 念であり、その趣旨からは介護支援専門員には、 高齢者に対して、本件制度利用につき積極的に 配慮すべき義務が認められるべきである。

(3)本件制度の説明義務をめぐる問題点

[A] 負担軽減について相談されたことは要件ではない

本件は老健施設に勤務するケアマネジャーであり、入居希望者また入居者に対して、社会福祉の観点からは、低所得者のための特別の制度があることは、特に質問をされなくても積極的に説明をすべきである。ただその具体的な義務内容は、後述の6のように考えるべきである。

[B] 説明義務を負担するのは誰か

本件施設との利用契約や入所契約をするに際して、被保険者が本件制度について説明を受けるべきだとしても、介護支援専門員が個人としての資格で説明義務を負うだけで、本件施設は付随義務として説明義務を負うことはないのであろうか。次にこの点について解説をしたい。

4. 介護老人保健施設の説明義務

(1)否定する構成

まず、前述の説明義務は介護支援専門員の義務であり、契約内容ではないので、介護老人保健施設自体には説明義務はないと考えることもできる。そうすると、本件施設Yには説明義務はなく、法人自体の義務違反による不法行為を問題にできなくなる。ただし、従業員個人の不法行為だとしても、事業執行中の不法行為であるため、Yの使用者責任(民法715条1項)を問題にする余地がある。

(2)肯定する構成

本判決は、介護老人保健施設にも、本制度の 説明義務を認めており、妥当な解釈である。そ の理由は、消費者保護というよりも高齢者福祉 に求められる。

介護老人保健施設は、介護保険法8条28項に 規定された公的資金が投入されている社会福祉 施設である。その提供するサービスに関連する 介護保険給付については、入居者等が求めた場 合には、必要な説明をできる人員を整備して説 明をさせる義務が認められるべきである。

5. 介護老人保健施設の責任の法的構成

4(2)の結果、本件制度について、介護支援専門員としての個人的な説明義務、介護老人保健施設の説明義務とが重複することになる(その役割分担につき6参照)。従業員である介護支援専門員の個人的不法行為についての使用者責任(民法715条1項)、また、自らの説明義務につき、従業員をして説明をさせることを怠った法人自体の義務違反(不法行為)による民法709条の責任が成立する。また、後者については、信義則上の義務違反として、法人自体の債務不履行も認められる(民法415条1項)。

6. 本件での義務違反

前述のように、介護支援専門員そして介護老人保健施設ともに、被保険者に対して利用または入所契約に際して、本件制度についての説明義務を負う。この点、それぞれの役割もあり次のように考えるべきである。

①負担軽減の相談を受けなくても本件制度の存在について説明すべきであるが、契約者たる全員がこの要件を充たすわけではなく、重要事項説明書で言及し、該当者は詳しくは問い合わせるように求めるというだけにしておくことは適切である(施設固有の義務)。

②手続としては、介護支援専門員が重要事項

説明に際して本件制度について言及し理解させ、被保険者が求めたならば詳しく説明をすべきである。「同意書」の交付を受けただけでは足りず、本件制度の該当者なのに理解していないと疑うべき特段の事情があれば、この点を理解しているかの確認義務が認められる。

③もちろん、被保険者が詳しい説明を求めてきたならば、申請方法などを含めて丁寧に説明すべきである(②③では、介護支援専門員と施設の義務が競合する)。

本件では、負担軽減についてAが再三質問しており、B・Cは本件制度を認識していないと疑うべきであり、確認をすれば認識していないことが容易に分かったため、B・C及びB・Cを履行補助者としてYに説明義務違反が認められる。

7. 過失相殺(被害者側の過失)

本判決は、Xの娘で代理人であるAの過失を認め、これをXの過失と同視して、Xの損害賠償請求につき3割の過失相殺による減額をしている。被害者側の過失については、夫婦の事例や未成年者が被害者で親の過失を考慮した事例はある。これに対して、高齢の親が被害者で、成年の子の過失を理由に、被害者側の過失を認めた最高裁判例はない。本判決はこれを認めている点でも注目される。

参考判例

東京地裁令和3年3月12日判決(『判例時報』2516号56ページ(本判決の原審判決))